

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成20年11月28日

株主および質権者各位

東京都八王子市石川町2951番地4

株式会社 ニレコ

代表取締役社長 山田秀丸

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)の施行にあたり、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)が当社の普通株式を取り扱うことに、同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第8条第1項の規定に基づき、平成21年1月5日において機構に株券を預託されていない株主および登録株式質権者について、下記のとおり口座管理機関に特別口座を開設するとともに、当該株主および登録質権者の氏名、株式の種類、数等決済合理化法附則第8条第5項に定める事項を機構に通知することといたしますので公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法の施行に際して、同法附則第8条第1項に定める通知対象株主等のために、当社が特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等につきまして、同法の施行日以後、遅滞無く、株式会社証券保管振替機構に対し、当該株主および登録質権者の氏名、株式の種類、数等同法附則第8条第5項に定める事項を通知いたします。

なお、決済合理化法の施行に際して、株券等保管振替制度をご利用の株主および質権者の皆様につきましては、同法附則第7条の定めにより、施行日において、お取引の証券会社等の口座に当社株式が記載または記録されます。

以上